

明治初期の外国語学校：官立校を中心として

青木, 光行 / AOKI, Mitsuyuki

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

19

(開始ページ / Start Page)

122

(終了ページ / End Page)

132

(発行年 / Year)

1967-01-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011777>

明治初期の外国語学校

——官立校を中心として——

青 木 光 行

一

本稿にいう明治初期とは明治元年から明治十二年の教育令制定迄の期間を指すのである。この期間は、きびしい世界史的環境の中に国家的統一を成し遂げた維新政府が、五ヶ条の御誓文を以て基本方針とし、欧米列強の圧力に対決し得る体制をとるべく富国強兵・殖産興業政策を推進せんがために、政府は各方面に多くの外国人を招聘して、欧米列強の学術、文化の摂取に務めたのである⁽¹⁾。その結果「日本人にとって実に晝闇を照らす黎明の如く、あるいは晝夢を破る警鐘⁽²⁾」にも比すべき、欧米の優勢なる学術・文化が急激に流入してきた。この欧米の優勢なる学術・文化を摂取するには、まず第一に欧米諸国の言葉を知らなければならない。それ故、朝野をあげて欧米諸国の言葉を知り、学術・文化を摂取せんとして、洋学万能といわれる「欧化主義教育時代⁽³⁾」を現出したのである。これに伴い多くの外国語学校が設立された。本稿は明

治初期における外国語学校、特に官立校の実態の一端を捉えようとしたものである⁽⁴⁾。

二

外国語を教授する教育機関の設立は、すでに江戸時代にみられるが、前記の如き理由のもとに明治になってから急激な増加をみる⁽⁵⁾。しかし、それは主として福沢諭吉の慶応義塾を初めとする私立校である⁽⁶⁾。例へば明治五年十一月から翌六年三月末迄に東京府に提出された私立教育機関の開学明細表を調査してみると外国語を教授している所は八十二校の多きにのぼっている⁽⁷⁾。

「文部省年報」より明治初期における外国語学校設立状況をみてみると第一表、これを百分比に直してみると第二表の如き結果を得る⁽⁸⁾。このうち百三校と最高数を示した明治八年度の統計を設立年次・設立場所別にまとめてみるとそれぞれ第三・四表のようになる⁽⁹⁾。第三表をみればわかる如く「学制」頒布後に設立された

第一表 外国語学校設立数

官立	公立	私立	計
明治七	九	七四	九一
八	八	八六	一〇三
九	九	七七	九二
一〇	二	二一	二八
一一	二	二六	三四
一二	一		

第二表 外国語学校設立百分比

官立	公立	私立	計
明治七	八・九	八・七	一〇〇・〇
八	八・四	七・七	一〇〇・〇
九	九・六	五・五	一〇〇・〇
一〇	七・四	一七・六	一〇〇・〇
一一	五・八	一七・四	一〇〇・〇
一二		六・四	

第三表 明治八年外国語学校設立年次一覽

官立	公立	私立	計
安政二	文久三	明治元	二
三	四	五	六
七	八	不詳	計
九	八	六	一〇三
一〇	一	一	二
一一	一	一	二
一二	一	一	二
一三	一	一	二
一四	一	一	二
一五	一	一	二
一六	一	一	二
一七	一	一	二
一八	一	一	二
一九	一	一	二
二〇	一	一	二
二一	一	一	二
二二	一	一	二
二三	一	一	二
二四	一	一	二
二五	一	一	二
二六	一	一	二
二七	一	一	二
二八	一	一	二
二九	一	一	二
三〇	一	一	二
三一	一	一	二
三二	一	一	二
三三	一	一	二
三四	一	一	二
三五	一	一	二
三六	一	一	二
三七	一	一	二
三八	一	一	二
三九	一	一	二
四〇	一	一	二
四一	一	一	二
四二	一	一	二
四三	一	一	二
四四	一	一	二
四五	一	一	二
四六	一	一	二
四七	一	一	二
四八	一	一	二
四九	一	一	二
五〇	一	一	二
五一	一	一	二
五二	一	一	二
五三	一	一	二
五四	一	一	二
五五	一	一	二
五六	一	一	二
五七	一	一	二
五八	一	一	二
五九	一	一	二
六〇	一	一	二
六一	一	一	二
六二	一	一	二
六三	一	一	二
六四	一	一	二
六五	一	一	二
六六	一	一	二
六七	一	一	二
六八	一	一	二
六九	一	一	二
七〇	一	一	二
七一	一	一	二
七二	一	一	二
七三	一	一	二
七四	一	一	二
七五	一	一	二
七六	一	一	二
七七	一	一	二
七八	一	一	二
七九	一	一	二
八〇	一	一	二
八一	一	一	二
八二	一	一	二
八三	一	一	二
八四	一	一	二
八五	一	一	二
八六	一	一	二
八七	一	一	二
八八	一	一	二
八九	一	一	二
九〇	一	一	二
九一	一	一	二
九二	一	一	二
九三	一	一	二
九四	一	一	二
九五	一	一	二
九六	一	一	二
九七	一	一	二
九八	一	一	二
九九	一	一	二
一〇〇	一	一	二

第四表 明治八年外国語学校設立場所一覽

地方	東北	関東	中部	近畿	中国	九州
都市	仙台	東京	新潟	大阪	京都	福岡
官立	一	三	一	一	一	一
公立		一	一	三		一
私立	一	七	一	一	一	一
小計	一	七	二	四	一	一
合計	四	九	六	一〇	一	三
百分比	三・八八	七六・七〇	五・八三	九・七一	〇・九七	二・九一

計	九	八	八六一〇三	一〇三一〇〇・〇〇
---	---	---	-------	-----------

外国語学校は全体の約七割九分を占めている。特に私立校はいずれも明治五年以降になつてゐるが、これは「学制」頒布前に設立されていても、「学制」の開学規定により、あらためて許可された年次を以て設立年次としたためであらう。⁽¹⁹⁾ また外国語学校百三校のうち七十六校、百分比にして約七割四分が東京に集中している。これ等の外国語学校は「文部省第三年報」（明治八年）によれば、

外国語学校ハ、外国語ヲ以テ普通ノ学科ヲ教授スル所ニシテ、其内独仏魯清ノ四語ヲ授クル者一、英語九十六、仏語四、独語二、之ヲ前年ニ比較スレハ、英語ハ一十五ヲ増加シ、仏語及独語ハ各五ヲ減少シ、荷蘭語ハ一ヲ減少シテ遂ニ絶無ニ帰ス⁽²⁰⁾

とあり、英語がその主流を占めてゐる。

三

「学制」に外国語学校に関する規定が設けられたのは、明治六年四月二十八日の文部省布達第五十七号「学制二編追加」による。すなわち、

第百九十四章 専門学校ニ入ルモノハ、彼ノ言語相通セサレハ、其學術ヲ得ル能ハス、故ニ外国語ヲ学ハサルヲ得ス、コレ外国語学校ヲ設クル所以ナリ。

第百九十五章 外国語学校ハ、外国語ヲニ達スルヲ目的トルモ

ノニシテ、専門学校ニ入ルモノ或ハ通辨等ヲ学ハント欲スルモノ、此校ニ入り研業スヘシ。

但、此校ニ入ルモノハ、小学教科ヲ卒業シタルモノニシテ、年齢十四歳以上タルヘシ。

第百九十六章 通辨ノミヲ学フモノハ、此語学校ニ在テ、上下二等ノ教科ヲ卒業スル事トス（注略）。

第百九十七章 各科ノ専門学校ニ入ルモノト雖モ、年齢若キモノハ二三ヶ国ノ語ヲ学フ妨ケナシトス（注略）。

第百九十八章 外国語学校教科修業年限四年間トス、其ノ等級左ノ如シ⁽²²⁾。

とある。第百九十八章の等級をまとめると第五表のようになる。

「学制」第百九十四章ある専門学校とは「外国教師ニテ教授スル

第五表 外国語学校等級

綴字 習字 読方 暗誦 算術 体操	下等語学教科				上等語学教科			
	四級	三級	二級	一級	四級	三級	二級	一級
綴字	○	○	○	○				
習字	○	○	○	○				
読方	○	○	○	○				
暗誦	○	○	○	○				
算術	○	○	○	○	○	○	○	○
体操	○	○	○	○	○	○	○	○

[illegible]

法学学校理学校諸
芸学校等ノ類
長技ヲ取
14 13

明治六年、「学制」に準拠して官立外国語学校が東京（通町橋）、大阪（旧城太、手前）、長崎（立山、郷）の地に設立された。すなわち、東京外国語学校、大阪開明学校、長崎広運学校の三校で、このうち大阪、長崎の両校は明治七年四月それぞれ大阪外国語学校、長崎外国語学校と改称された。⁽¹⁵⁾

「文部省第一年報」に記載されている東京外国語学校の沿革をみると、

本校へ、元開成学校ニ於テ、専門学科ヲ設ケンカ為メ、各国ノ語学ヲ教フルニ始リ、外務省所管語学所ヲ収管スルニ成ル、明治二年正月始テ英仏二國ノ語学科ヲ置キ、尋テ独語学ヲ置ク、六年四月生徒ヲ区分シ、下等中学一級以上ヲ専門学生徒トシ、以下ヲ語学生徒トス、五月外務省設クル所ノ獨魯清語学所ヲ文部省ニ収管シ、更ニ生徒ノ学力ヲ検査シ、外国語学教則ニ準拠

シテ、学級及教科ヲ改正ス、八月開成学校新築成リ、専門学生徒此ニ徙ルニ至リ、遂ニ同所ヲ東京外国語学校ト称シ、外務省語学所ヲ合併ス、学科ハ英仏独魯清ノ語学ヲ授ク。⁽¹⁶⁾

とある。開成学校は安政二年幕府が創設した洋学所の後身である。⁽¹⁷⁾また大阪外国語学校は慶応四年（明治元年）の大阪舍密局、⁽¹⁸⁾長崎外国語学校は文久三年長崎奉行服部長門守の創建になる語学所の後身である。⁽¹⁹⁾

東京には、東京外国語学校の外に、明治五年二月に文部省より「女子学校ノ模範タラン事ヲ期」⁽²⁰⁾して設立された東京女学校(東京竹平町)が、官立外国語学校として取扱われることとなった。

明治七年になると第二大学区愛知県下名古屋に、第四大学区広島県下広島、第六大学区新潟県下新潟、第七大学区宮城県下仙台に各一校ずつ官立外国語学校が設立された。⁽²¹⁾これによって各大学区本部所在地に一校ずつ官立外国語学校が設立され、同年十二月⁽²³⁾には東京外国語学校の英語科を分立させ、東京英語学校を設立

肥田昭作ヲ以テ其学校長トシ、府下第四大区一小区表神保町二番地、即東京外国語学校所屬ノ寄宿舎ヲ修繕シ以テ本校、⁽²⁴⁾

とした。この時、東京外国語学校は修業年限を二年延長し六ヶ年、上下各六級とした。以上の如く明治七年末迄に官立外国語学校が九校設立された。このうち東京を除く各外国語学校は、明治七年十二月二十七日の文部省布達第三十号によって英語学校と改称された。これによって東京外国語学校を除く他の官立校は、す

べて英語を教授することになった。

四

前記の如く官立外国語学校が設立されたが、問題は校地、校舎等の件である。例えば東京外国語学校の場合、

本校ノ位置、学校ニ適セス、其建築タルヤ卑矮古朽、屢改補修繕ヲ以テ保持セシモノナレハ、風雨ノ際或ハ壊頽セシコト測リカタシ、且建築ノ粗悪ナルヨリ塵埃教場ニ満チ、其汚穢実ニ云フ可ラス、加之校宇狹隘ニシテ、目今其学業上ニ於テ障礙尠カラス、⁽²⁶⁾

という状態であつた。また広島外国語学校も

十九日^(明治七年五月七)、校長^(吉村寅太郎)、広島県庁ニ於テ権参事白浜貫礼ニ面シ、学校設置ノ事ヲ議ス、即日ヨリ二十一日ニ至ルマテ、学校及ヒ教師館ニ充用スヘキ家屋ヲ搜索センタメ、県官ヲ伴ヒ四方ニ奔走シ、二十二日同県下大手通り苅町目官有地元客舎ヲ以テ、仮教場ト定メ、工師ニ命シ仮教場修繕ノ事ヲ委ス、⁽²⁷⁾

とある如く、校舎にあてべき家屋を搜索し、これを仮教場とし事務局を開設、生徒を募集した。また生徒を収容すべく広島県第一大区六小区誓願寺を以て仮寄宿舍に充用し、一ヶ月借料金拾五円を仏って生徒を入舎せしめている。愛知英語学校は愛知県立成美学学校を本校に取用、新潟英語学校は新潟町西堀八番町宗現寺を、⁽²⁹⁾⁽²⁸⁾⁽³⁰⁾宮城英語学校は仙台東二番町元中学校を充用、開学したのである。

特に外人教師用の家屋については、例えば「愛知英語学校年報」に、

県下ノ人民多クハ未タ旧弊ヲ脱セス、家屋ヲ外国人ニ、貸スヲ好マサルヨリ、偶貸付スルモノアルモ、卑湿矮陋ノ屋ニシテ用ニ供スヘキモノ少キノミナラス、非常高価ノ宿料ヲ要求ス。⁽³²⁾

という状態で、適当な家屋をみつけることは校舎以上に困難であつた。そのために多くの学校では、構内に外人教師用の家屋を新築している。むしろ新築した方が、それは経済上損失かも知れぬが、風致上或は教場出席時に後れる如き種々の障碍を防止出来る等、教育上大なる裨益を得るのではないかと歡迎されている。⁽³³⁾

以上の如く校地、校舎等種々の準備をなして開学したのであるが、

現今ノ資本ハ其額実ニ寡少ニシテ、以テ善良ノ教師ヲ招雇セント欲スレトモ能ハス、亦以テ有益ノ書器ヲ充足セント欲スレトモ能ハス。⁽³⁴⁾

とある如く、学校運営上の経費が不十分であると報告されている。官立外国語学校の授業料をみてみると長崎英語学校の場合、一ヶ月一円五十銭、一円、五十銭の三通り、⁽³⁵⁾大阪、愛知、広島の各校は五十銭、その授業料も「当分相当ノ高納ムル能ハサルモノハ、毎月六銭ツ、可相納事」とあり、その総額たるや徴々たるもので、経費の大部分は文部省補助金でまかなわれたのである。第六表からもわかる如く、補助金支給額が各校により、又年度により異なるが、それは各校の内外教師并職員、生徒数の多少の外、「教師館土蔵新築ノ如キ不時ノ費モ亦此中ニ合算」⁽³⁷⁾されているた

第六表 官立外国語学校文部省補助金

	明治七年	八	九
東京外国語学校	円 銭厘 八〇・九六・二四 ドルセント 洋銀・二四一・二三	二四九・二四・四 五九七・一九・五	
東京英語学校		洋銀 一五五・三三	四八五・六・三
東京女学校	四四〇・八〇・〇	二九六・八四・四	洋銀 一六・四三
愛知英語学校	八〇〇・〇〇・〇	八八三・九七・七	一五八〇・八一・一
大阪英語学校	二四五・〇〇・〇	九九六・〇・五	二八五・三〇・〇
広島英語学校	八〇〇・〇〇・〇	八三三・六・六	一九五・九・一
長崎英語学校	一九〇・二九・七	八六二・九七・七	九四七・六・七
新潟英語学校	九三九・二五・三	四六五・〇七・七	八六九・七三・七
宮城英語学校	八九五・〇六・三	一〇八・一〇・三	八五三・七四・四
計	洋銀 一六〇・七・五・八 二四一・二七	九四九・五・八・一 一五三・三三	一七九八・二五・一 一六・四三
文部省定額常費出 金総計ニ対スル割合	% 二・九三	九・四三	一〇・九二

めである。また明治七、八、九年度官立外国語学校補助金総計は、各年度文部省定額常費出金総計の約一割前後を占めていた。

明治初期の外国語学校（青木）

経費の大部分は人件費、しかも外人教師の給料である。

五

教師数について官、公、私立別に調査すると第七表、それを百分比にしてみると第九表の如き結果を得る。外国語学校という性

第七表外国語学校教師数

	明治七年	八	九	一〇
官立	六〇人	三四	一〇〇	四三一
公立	三九	一一	二四	八
私立	一七一	二七	二一六	一九二
計	二七〇	七二	三三〇	七〇
総計	三四二	四一〇	四三八	九九

第八表 外国語学校内外教師百分比

	明治七年	八	九	一〇
官立	内 外	内 外	内 外	内 外
公立	内 外	内 外	内 外	内 外
私立	内 外	内 外	内 外	内 外

計	六・五	三・五	八・五	一七・七	五・五	一四・六	七・七	三・六
總計	100・00	100・00	100・00	100・00	100・00	100・00	100・00	100・00

質上、多数の外人教師が招聘されていることは当然の事である。

外人教師の人数は官、私、公立の順になるが、百分比からみた場合、官立校における外人教師の占める割合は約三割前後、公立は約二割から三割、明治九年度は約四割三分という最高の割合を示し、私立は前二者に比して低い割合を示している。

更に第七表記載外人教師数を各校数で除してみると、第九表の如き結果を得る。すなわち、官、公、私立外国語学校の差を大きく特色づけるものは、外人教師数の多少によるといってもさしつかえない。

第九表 外国語学校一校平均外人教師数

	明治七年	八	九	一〇
官立	三・七八	四・七八	四・〇〇	六・五〇
公立	一・二五	一・〇〇	〇・五〇	〇・八三
私立	〇・三六	〇・二二	〇・三二	〇・三一
計	〇・七九	〇・六八	〇・七〇	〇・七六

明治八年六月三十日現在の官立外国語学校外人教師四十一人の国籍・月俸を調査してみると、それぞれ第十・十一表になる。⁽³⁸⁾すなわち、国籍別では英国の十八人を筆頭に米・独・仏・魯・瑞西・清の順になり、月俸では東京外国語学校の露人タラヘテン・ペ

第十表 官立外国語学校外人教師国籍別一覽(明治八年六月三十日)

	東京外国語学校	東京英語学校	東京女学校	愛知英語学校	大阪英語学校	広島英語学校	長崎英語学校	新潟英語学校	官城英語学校
英	八	二	女二	三					
米									
独	五								
仏	四								
魯	一								
瑞西	一								
清	一								
計	一二	一〇	女二	三	五	三	三	一	二

第十一表 官立外国語学校外人教師月俸一覽

	月俸	四五〇円	二五〇—二〇〇	一八〇—一二五	八〇
英	三	五	一	一	一
米	四	三	三	四	一
独	三	三	四	一	一
仏	四	一	一	一	一
魯	一	一	一	一	一
瑞西	一	一	一	一	一
清	一	一	一	一	一
計	一一	一一	二八	一	四一

ルグの四百五十円が最高額、これは文部省顧問ダビッド・モルレーの六百円につぐものである。半数が百五十円、平均すると約百

七十七円となる。これ等外人教師採用について、

外国教諭ノ如キハ、從來本邦居留ノ欧米人中ニ就テ選択セシニ因リ、或ハ過テ不能者ヲ挙クルノ憂ヲ免レサル事アリ、或ハ教育外ノ事業ヲ計リ自ラ其職ヲ解ク者等アリテ、從テ生スル所ノ弊害亦少ナカラサルナリ、故ニ本国ヨリ直チニ善良ノ教諭ヲ聘招シテ、此等ノ弊害ヲ掃除センコトヲ要ス。⁽⁶⁶⁾

とある如く、問題もあつたのである。

六

各官立外国語学校、生徒募集を報ずるや「忽チ四集シ来タ……入学ヲ乞フ者陸續止マス」⁽⁴⁰⁾という状態を呈した。入学試験受験資格は「学制」第百九十五章の如く、小学教科卒業者でなければならなかったが、東京外国語学校において、

此校入学生ハ小学科ヲ卒業セシ者トス、但各所小学ノ設未タ全カラサルカ故、当分日用ノ文書ニ差岡ナキ者ハ入学ヲ許ス⁽⁴¹⁾とある如く、小学教科を卒業しなくても、修業見込のある者は入学を許可されている。入学試験は各校によって異なるが、愛知英語学校の場合、

入学試験ハ専ラ訳書ヲ以テ試験シ、其得失ニ依テ許否ヲ決ス

試験書目

万国史略 皇国地理書 西洋事情 博物新編補遺 勸善訓
蒙 修身論 西洋新書 地学事始
右書籍ノ内西三部ヲ把テ、部毎ニ其一二章ヲ抽テ、之ヲ読シメ、十中一ノ誤謬ナキモノヲ甲トシ、二三失ニ止マルモノヲ乙

明治初期の外国語学校（青木）

トシ、共ニ入学ヲ許ス⁽⁴²⁾とある。そして下等語学第六級に入った。また、

若シ他校ニ於テ英語学ヲ学ヒタル者ハ、訳書ノ外ニ英籍ヲ以テ試験シ、其学力ノ浅深ニ依テ、等級ヲ定ムヘシ⁽⁴³⁾

とあり、例へば説方(Sander's Charles w.)、訳読、文典(Quacken Book In English)、書取、習字、地理(Cornell's Primary Grammar. (Peter Parley's)、会話(日用問答)、算術(H. N. Robinson's Progressive Universal History)、等の科目で受験し、誤謬一二に止まる者は、下等語学第一級に編入されたのである。

第十二表 官立外国語学校生徒数

	明治六年	七	八	九	一〇
東京外国語学校	五四二	四二三	三七一	五二八	四一
東京英語学校		三三七	六二九	四六六	
東京女学校	三八女	七八女	一二七女	一五二	
愛知英語学校	一一七	一六一	二四九	二〇五	一九三
大阪英語学校	一一七	二〇五	三一二	三五六	
広島英語学校	九〇	一三八	一七〇	一九八	
長崎英語学校		六三	一五六	一五九	
新潟英語学校		二六	六五	一五二	
官城英語学校		七五	一〇一	九二	
計	七八二	一五〇六	二一八〇	二三〇八	五三四

第十三表 外国語学校生徒数 並びに百分比一覽

	明治七年		八		九		一〇	
	人	数百分比	人	数百分比	人	数百分比	人	数百分比
官立	一五八	二四・九%	三〇八	三三・三	二三八	三六・六	五四四	三三・〇
公立	七六	二・二	六四	九・三	三三	五・九	四八	三・六
私立	四四六	六六・七	三九四	四二・五	三三三	三七・三	四〇〇	四・五
計	六八〇	一〇〇・〇	七五五	一〇〇・〇	六九三	一〇〇・〇	一五三	一〇〇・〇

公、私立校生徒数と比較してみると第十三表の如き結果を得る。

すなわち、官立校は校数こそ少ないが生徒はかなりの割合を占めている。また明治八年度東京英語学校生徒数六百二十九名は最多生徒数を示している。ちなみに同年度における東京の三大私学の生徒数をみてみると福沢諭吉の慶応義塾四百四十八名、近藤真琴の攻玉社二百二十五名、中村正直の同人社二百一名である。⁽⁴⁴⁾

各官立外国語学校には全国各地から優秀な人材が集まってきた。例へば愛知英語学校には坪内逍遙・八代六郎等、特に東京外国語学校英語科すなわち東京英語学校には、加藤高明・末松謙澄・内村鑑三・佐藤昌之・石川千代松・宮部金吾・大島正健・田中館愛橋・高田早苗・藤沢利喜太郎等が在学した。⁽⁴⁶⁾

官立外国語学校入学の目的は、専門学校、中には大島正健の如く開拓使所轄札幌学校に移転した者もいたが、主として東京開成学校⁽⁴⁷⁾（東京大学）進学にある。それには下等語学教科を修了すれば受験

資格が得られた。⁽⁴⁸⁾ しかし、中には生徒ノ、東京大学校ニ入り、専門ノ科ヲ修メント希望スル者アルモ、多クハ貧困ニシテ自ラ其費用ヲ弁スル能ハサルカ為⁽⁴⁹⁾に空しく其志を喪い、其業を廃する者も多数いたのである。

当時の東京英語学校の様子は、

教育方針は全部英語の正則主義で、英米人が主として教師となり、下級に邦人が加わり、最下級は邦人のみで担当した。学級は一級から六級に分かれ、一級から三級までは一組、四級は甲乙の二組、五級は甲乙丙の三組、六級は甲乙丙丁の四組からなり、各級担任教官指導の下に毎月もしくは二、三ヶ月に小試験が行われ、成績優秀なものは上級へ抜擢される制度になっていた。⁽⁵⁰⁾

とある。各校とも外国語正則主義で教育をしているが、教授法は千差万別、学監ダビッド・モルレー（David Murray）が長崎、大阪英語学校を視察した際に「今一層簡易精正ノ方法」⁽⁵¹⁾を以て教授すべきであると指摘している。例えば長崎英語学校の場合、

教則ハ文部省ニ於テ制定セシモノニシテ、総テ他ノ外国語学校ト同シク外国語ヲ学フ着手ニ於テ大ニ関クル所アリ、生徒ノ初学ヨリ卒業ニ至ルマテ、漸ヲ以テ進歩スヘキ簡易正當ノ書籍ヲ備ヘサル可ラス、現今ニ於テハ教員各々殊別ノ方法ヲ用井、且教員中不練熟不適当ニシテ曾テ順序ヲ立サル者アリ、生徒等斯ノ如キ不良ナル教制ノ下ニ居ルモ、猶且今日ノ如クニ英語ヲ学ヒ得ルニ至リシハ、実ニ奇ト謂フヘシ。⁽⁵²⁾

と報じている。また、学校によって「国語ヲ解セサルモノ」⁽⁵³⁾が多数入学、そのために国書科を設け、国語の授業を開始した所もあった。

七

明治十年二月、「規模漸ク定リ校制略備ル」⁽⁵⁴⁾の時、東京女学校・愛知・広島・長崎・新潟・宮城の各英語学校が、官立師範学校とともに第一期限り廃校と決定された。⁽⁵⁵⁾それゆえ、将来旺盛ヲ期セシ当校一旦廃止セラレシヨリ、一般ノ生徒皆偃々乎トシテ実ニ迷ヒ其レ何クニカ之カン、政府素ヨリ万己ムヲ得サルノ策ニ出ルト雖モ、一時生徒銳進勇往ノ氣ヲ沮ム⁽⁵⁶⁾とある如く、生徒を大いに失望せしめた。廃校の理由は、当時発生した西南戦役による政府財政緊縮のためであるといわれている。⁽⁵⁷⁾同年四月には東京英語学校が東京大学予備門に、また明治十二年四月大阪英語学校が医学専門学校に改革され、以後存続したのは東京外国語学校のみとなった。⁽⁵⁸⁾

廃校または改革された官立外国語学校は、各地を開明の域に進ましめ、地方教育発展の基盤となったとはいえ、消耗セシ所ノ巨費ニ較フレハ、其功実ニ少小ナリト謂ハサルヲ得ス、⁽⁵⁹⁾（中略）徒ラニ巨大ノ労力ト金額ヲ費ヤシテ、一モ得ル所ナキモノノ如シ、と評価されているのである。明治初期に於ける官立外国語学校は、当時の「欧化主義教育時代」の特色を、また急な廃校、改革は明治初期教育政策を端的に示したものだといえる。

明治初期の外国語学校（青木）

註

- (1) 中村赴著「御雇外国人の研究——とくに数の考察——」法政史学第一六号、六五―七五頁。梅溪昇著「お雇い外国人」日本経済新聞社。
- (2) 稲富栄次郎著「明治初期教育思想の研究」福村書店、二七頁。
- (3) 右同、一〇五―一〇七頁。
- (4) 外国語学校については桜井役著「日本英語教育史稿」大阪敬文社、桜庭信之著「外国語教育論」東京教育大学教育学研究室編教育大学講座二八「外国語教育」金子書房、東京都政史料館「東京の英学」都史紀要第一六等の諸研究がある。
- (5) 沼田次郎著「幕末洋学史」刀江書院。
- (6) 「慶応義塾七十五年史」九七―九八頁。大槻如電修「新撰洋学年表」柏林社書店、一五四頁。
- (7) 東京都都政史料館編纂「明治六年一月東京府開学明細書」全七卷七冊。
- (8) 「文部省第一一七年報」。
- (9) 「文部省第三年報」一冊、六一―一六六丁。
- (10) 「学制」第四三、一七八・一七九・一八〇章。
- (11) 「文部省第三年報」一冊、八丁。
- (12) 「明治以降教育制度発達史」第一卷、三一―一頁。
- (13) 「学制」第一九〇章。
- (14) 右同、第一八九章。

明治初期の外国語学校（青木）

一三二

- (15) 「明治以降教育制度発達史」第一卷、七〇九頁。
- (16) 「文部省第一年報」、一六三丁。
- (17) 原平三著「蕃書調所の創設」歴史学研究第一〇三号、岩波書店、一一四三頁。
- (18) 「文部省第一年報」、一六九丁。
- (19) 右同、一七一—一七二丁。
- (20) 右同、一七四丁。
- (21) 「明治以降教育制度発達史」第一卷、七〇九頁。
- (22) 明治六年四月十日文部省布達第四十二号により、従来の八大学区（学制第二・三章）を七大学区に改正した。
- (23) 「明治以降教育制度発達史」第一卷、七〇九頁。
- (24) 「文部省第二年報」、四二一丁。
- (25) 「明治以降教育制度発達史」第一卷、七〇九頁。
- (26) 「文部省第二年報」、四一九丁。
- (27) 右同、四三七—四三八丁。
- (28) 右同、四一九丁。
- (29) 右同、四二二丁。
- (30) 右同、四四八丁。
- (31) 右同、四五〇丁。
- (32) 「文部省第三年報」一冊、五七一丁。
- (33) 「文部省第二年報」、四三九—四四〇丁。
- (34) 「文部省第三年報」一冊、五七七丁。
- (35) 「文部省第一年報」、一七二丁。
- (36) 「文部省第二年報」、四二五丁。
- (37) 「文部省第三年報」一冊、五七二丁。
- (38)・(39) 右同、五七七丁。
- (40) 「文部省第二年報」、四三七丁。
- (41) 「文部省第四年報」一冊、三五五丁。
- (42)・(43) 「文部省第二年報」、四三二丁。
- (44) 「文部省第三年報」一冊、六一二—六一三丁。
- (45) 大村弘毅著「坪内逍遙」吉川弘文館、三一頁。
- (46) 大島正健著「クラーク先生とその弟子たち」宝文館、二三—二四頁。
- (47) 右同、八〇—八七頁。
- (48) 「文部省第二年報」、四二七丁。
- (49) 「文部省第三年報」一冊、五七六丁。
- (50) 大島正健著「クラーク先生とその弟子たち」、二三頁。
- (51) 「文部省第二年報」、三〇丁。
- (52) 右同、二四—二五丁。
- (53) 「文部省第四年報」一冊、三六四丁。
- (54) 「文部省第五年報」一冊、四四六丁。
- (55) 「明治以降教育制度発達史」第一卷、七一〇頁。
- (56) 「文部省第五年報」一冊、四四六丁。
- (57)・(58) 「明治以降教育制度発達史」第一卷、七二〇頁。
- (59) 「文部省第五年報」一冊、四四六丁。